

黒石市人事行政の運営等の状況の公表

黒石市では、公務員制度の公平性、透明性の確保などを目的に、黒石市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づいて平成17年度から職員の採用、退職、職員数、勤務時間や職員給与に関する情報を公表しています。

今年度も、給与、定員管理の状況に加え、職員の任免、勤務時間、勤務条件、分限・懲戒処分の状況など、市職員の人事制度全般についての実態を市民の皆さんにお知らせいたします。

1 職員の任免及び職員数の状況

(1) 職員数及び職員の採用の状況

職 種	採用者数 (R3.4.2 ~R4.4.1) (人)	R3.4.1 職員数 (人)	R4.4.1 職員数 (人)	増 減 (人)
一般行政職	12	271	275	4
医師職	7	20	18	△2
医療技術職	3	45	43	△2
看護・保健職	13	165	170	5
技能労務職	0	13	11	△2
教育職	1	5	5	0
合 計	36	519	522	3

(2) 退職者の状況

(令和3年度)

定年退職 (人)	早期退職 募集制度 による退 職 (人)	勸奨退職 (人)	普通退職 (人)	死亡退職 (人)	その他 (人)	合計 (人)
7	4	0	20	1	0	32

(3) 職員採用候補者試験の実施状況

(令和3年度)

試験職種		受験者 (人)	第1次 試験 合格者 (人)	第2次 試験 合格者 (人)	第3次 試験 合格者 (人)	倍率 (倍)
市 役 所	一般行政 (氷河期・春)	11	1	1	1	11
	一般行政 (氷河期・秋)	8	4	3	3	2.6
	助産師 (氷河期)	0	-	-	-	-
	一般行政 (上級)	142	28	8	4	35.5
	土木	5	3	0	-	-
	建築	0	-	-	-	-
	保健師	5	4	4	2	2.5
	一般行政 (初級)	31	14	9	5	6.2
	建築 (初級)	1	1	1	1	1.0
土木 (初級)	2	2	1	0	-	
黒 石 病 院	臨床検査技師	1	1	-	-	1.0
	理学療法士	2	2	-	-	1.0
	看護師 (6月)	6	6	-	-	1.0
	臨床検査技師	0	0	-	-	-
	看護師 (10月)	3	2	-	-	1.5
	看護師 (県共同試験)	7	4	3	-	2.3

(3) 職員数に関する状況

① 部門別職員数の状況と主な増減理由部門別職員数の状況

(各年4月1日現在、単位：人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和3年	令和4年		
一般 行政	議会	6	6	0	
	総務企画	70	68	△2	退職者不補充
	税務	29	29	0	
	労働	1	1	0	
	農林水産	20	21	1	六次産業化推進
	商工	15	16	1	新型コロナウイルス対策の事業者支援のため
	土木	23	23	0	
	民生	29	29	0	
	衛生	24	22	△2	退職者不補充
	小計	217	215	△2	
特別 行政	教育	38	37	△1	用務員不補充
普通会計 計		255	252	△3	
公 営 企 業 等	病院	225	232	7	欠員補充
	水道	9	9	0	
	下水道	4	4	0	
	その他	26	25	△1	退職者不補充
	小計	264	270	6	
合 計		519	522	3	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含みます。

② 職員数の推移

(各年4月1日現在、単位：人)

平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
524	522	529	526	523	524	512	519	522

③ 年齢別職員構成の状況

(各年4月1日現在)

年齢区分	令和3年		令和4年	
	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
20歳未満	6	1.2	7	1.3
20歳～23歳	24	4.6	24	4.6
24歳～27歳	37	7.1	37	7.1
28歳～31歳	69	13.3	62	11.9
32歳～35歳	51	9.8	58	11.1
36歳～39歳	35	6.7	41	7.8
40歳～43歳	63	12.1	63	12.1
44歳～47歳	69	13.3	64	12.3
48歳～51歳	67	12.9	62	11.9
52歳～55歳	59	11.4	67	12.8
56歳～59歳	34	6.6	32	6.1
60歳以上	5	1.0	5	1.0
計	519	100.0	522	100.0

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

(普通会計決算)

区分	住民基本 台帳人口 R4.3.31現在	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 2年度の 人件費率
3年度	人 31,824	千円 18,244,006	千円 1,723,046	千円 2,191,149	% 12.0	% 10.9

(注) 人件費には、特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況

(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
3年度	人 255	千円 822,042	千円 130,501	千円 322,800	千円 1,275,343	千円 5,001

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、令和3年4月1日現在の普通会計の職員の人数です。

(3) 財政再建へ向けての職員給与減額措置

黒石市では厳しい財政事情を背景に、これまでさまざまな職員給与の減額に取り組んできました。平成16年度からは「黒石市一般職職員の給与の特例に関する条例」を制定し、一般職の職員の給料を減額してきました。

施行期日	項目	主な削減内容
H16. 4. 1	管理職手当	支給率の引下げ 部長 11% → 9% 理事 10% → 8% 課長 9% → 7% 参事 8% → 6% 課長補佐 7% → 5% 主幹 6% → 5%
H16. 4. 1	期末勤勉手当	期末勤勉手当を役職加算の区分により削減 役職加算割合が15%の職員 支給額の8%を削減 " 10% " " 7% " " 5%又は0 " " 6% "
H16. 10. 1	管理職手当	支給率の引下げ及び課長補佐級への支給の廃止 部長 9% → 4% 理事 8% → 4% 課長 7% → 3% 参事 6% → 3% 課長補佐 5% → 廃止 主幹 5% → 廃止
H17. 4. 1	給料	給料月額の5%を減額
	期末勤勉手当	期末勤勉手当を役職加算の区分により削減 役職加算割合が15%の職員 支給額の20%を削減 " 10% " " 18% " " 5%又は0 " " 15% "
H18. 4. 1	給料	給料月額の5%を減額
	期末勤勉手当	期末勤勉手当を役職加算の区分により削減 役職加算割合が15%の職員 支給額の18%を削減 " 10% " " 15% " " 5%又は0 " " 10% "
H19. 4. 1	給料 期末勤勉手当	給料月額5%減額のほか、期末・勤勉手当の削減水準を前年度と同様に継続
H19. 7. 1	管理職手当	支給水準を引き下げ及び定額化。 部長・理事 4% → 8,000円 課長・参事 3% → 5,000円 ※黒石病院に勤務する医師などの医療職の管理職員を除く。
H19. 10. 1	特殊勤務手当	以下の手当月額を半減 税務手当（賦課事務） 3,500円 → 1,750円 （徴収事務） 4,000円 → 2,000円 感染症防疫作業手当 廃止 福祉業務現業手当 5,000円 → 2,500円 火葬場勤務手当 4,500円 → 2,250円
H20. 4. 1	特殊勤務手当	黒石病院に勤務する職員以外に支給する当該手当を廃止

	給料の削減	<p>1. 黒石病院に所属する医療職給料表(二)、(三)が適用される職員 給料月額8%削減</p> <p>2. その他の職員</p> <p>(1) 行政職給料表が適用される職員</p> <table border="0"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2級</td><td>8%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>3級</td><td>9% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>10% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>11% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6級</td><td>12% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>7級</td><td>13% 〃</td></tr> </table> <p>(2) 医療職給料表(二)、(三)</p> <table border="0"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2, 3級</td><td>8%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>9% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>10% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6級</td><td>11% 〃</td></tr> </table> <p>(3) 技能職員等給料表</p> <table border="0"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2, 3級</td><td>8%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>9% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>10% 〃</td></tr> </table>	職務の級	1, 2級	8%削減	〃	3級	9% 〃	〃	4級	10% 〃	〃	5級	11% 〃	〃	6級	12% 〃	〃	7級	13% 〃	職務の級	1, 2, 3級	8%削減	〃	4級	9% 〃	〃	5級	10% 〃	〃	6級	11% 〃	職務の級	1, 2, 3級	8%削減	〃	4級	9% 〃	〃	5級	10% 〃
職務の級	1, 2級	8%削減																																							
〃	3級	9% 〃																																							
〃	4級	10% 〃																																							
〃	5級	11% 〃																																							
〃	6級	12% 〃																																							
〃	7級	13% 〃																																							
職務の級	1, 2, 3級	8%削減																																							
〃	4級	9% 〃																																							
〃	5級	10% 〃																																							
〃	6級	11% 〃																																							
職務の級	1, 2, 3級	8%削減																																							
〃	4級	9% 〃																																							
〃	5級	10% 〃																																							
	期末勤勉手当	期末・勤勉手当の削減水準を前年度と同様に継続																																							
H21. 4. 1	給料 期末勤勉手当	給料月額、期末・勤勉手当の削減水準を前年度と同様に継続																																							
H21. 6. 30	期末勤勉手当 の削減緩和	<p>期末勤勉手当の支給割合削減(期末0.15減・勤勉0.05減)に伴い次のとおり削減率を緩和</p> <table border="0"> <tr><td>役職加算割合が15%の職員</td><td>支給額の8%を削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>10% 〃 〃 5% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5%又は0 〃 〃 0% 〃</td></tr> </table>	役職加算割合が15%の職員	支給額の8%を削減	〃	10% 〃 〃 5% 〃	〃	5%又は0 〃 〃 0% 〃																																	
役職加算割合が15%の職員	支給額の8%を削減																																								
〃	10% 〃 〃 5% 〃																																								
〃	5%又は0 〃 〃 0% 〃																																								
H21. 12. 10	期末勤勉手当 の削減緩和	<p>期末勤勉手当の支給割合削減(期末0.1減)に伴い次のとおり削減率を緩和</p> <table border="0"> <tr><td>役職加算割合が15%の職員</td><td>支給額の9%を削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>10% 〃 〃 6% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5%又は0 〃 〃 1% 〃</td></tr> </table>	役職加算割合が15%の職員	支給額の9%を削減	〃	10% 〃 〃 6% 〃	〃	5%又は0 〃 〃 1% 〃																																	
役職加算割合が15%の職員	支給額の9%を削減																																								
〃	10% 〃 〃 6% 〃																																								
〃	5%又は0 〃 〃 1% 〃																																								

H22. 4. 1	給料の削減緩和	<p>1. 黒石病院に所属する医療職給料表(二)、(三)が適用される職員 給料月額の7.76%削減</p> <p>2. その他の職員</p> <p>(1) 行政職給料表が適用される職員</p> <table data-bbox="746 315 1230 551"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2級</td><td>7.76%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>3級</td><td>8.76% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>9.76% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>10.76% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6級</td><td>11.76% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>7級</td><td>12.76% 〃</td></tr> </table> <p>(2) 医療職給料表(二)、(三)</p> <table data-bbox="746 595 1230 752"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2, 3級</td><td>7.76%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>8.76% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>9.76% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6級</td><td>10.76% 〃</td></tr> </table> <p>(3) 技能職員等給料表</p> <table data-bbox="746 797 1230 909"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2, 3級</td><td>7.76%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>8.76% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>9.76% 〃</td></tr> </table>	職務の級	1, 2級	7.76%削減	〃	3級	8.76% 〃	〃	4級	9.76% 〃	〃	5級	10.76% 〃	〃	6級	11.76% 〃	〃	7級	12.76% 〃	職務の級	1, 2, 3級	7.76%削減	〃	4級	8.76% 〃	〃	5級	9.76% 〃	〃	6級	10.76% 〃	職務の級	1, 2, 3級	7.76%削減	〃	4級	8.76% 〃	〃	5級	9.76% 〃
職務の級	1, 2級	7.76%削減																																							
〃	3級	8.76% 〃																																							
〃	4級	9.76% 〃																																							
〃	5級	10.76% 〃																																							
〃	6級	11.76% 〃																																							
〃	7級	12.76% 〃																																							
職務の級	1, 2, 3級	7.76%削減																																							
〃	4級	8.76% 〃																																							
〃	5級	9.76% 〃																																							
〃	6級	10.76% 〃																																							
職務の級	1, 2, 3級	7.76%削減																																							
〃	4級	8.76% 〃																																							
〃	5級	9.76% 〃																																							
H23. 4. 1	給料の削減緩和	<p>1. 黒石病院に所属する医療職給料表(二)、(三)が適用される職員 給料月額の7%削減</p> <p>2. その他の職員</p> <p>(1) 行政職給料表が適用される職員</p> <table data-bbox="746 1155 1187 1391"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2級</td><td>7%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>3級</td><td>8% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>9% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>10% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6級</td><td>11% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>7級</td><td>12% 〃</td></tr> </table> <p>(2) 医療職給料表(二)、(三)</p> <table data-bbox="746 1435 1187 1592"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2, 3級</td><td>7%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>8% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>9% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6級</td><td>10% 〃</td></tr> </table> <p>(3) 技能職員等給料表</p> <table data-bbox="746 1637 1187 1749"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2, 3級</td><td>7%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>8% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>9% 〃</td></tr> </table>	職務の級	1, 2級	7%削減	〃	3級	8% 〃	〃	4級	9% 〃	〃	5級	10% 〃	〃	6級	11% 〃	〃	7級	12% 〃	職務の級	1, 2, 3級	7%削減	〃	4級	8% 〃	〃	5級	9% 〃	〃	6級	10% 〃	職務の級	1, 2, 3級	7%削減	〃	4級	8% 〃	〃	5級	9% 〃
職務の級	1, 2級	7%削減																																							
〃	3級	8% 〃																																							
〃	4級	9% 〃																																							
〃	5級	10% 〃																																							
〃	6級	11% 〃																																							
〃	7級	12% 〃																																							
職務の級	1, 2, 3級	7%削減																																							
〃	4級	8% 〃																																							
〃	5級	9% 〃																																							
〃	6級	10% 〃																																							
職務の級	1, 2, 3級	7%削減																																							
〃	4級	8% 〃																																							
〃	5級	9% 〃																																							

H24. 4. 1	給料の削減緩和	<p>1. 黒石病院に所属する医療職給料表(二)、(三)が適用される職員 給料月額の5%削減</p> <p>2. その他の職員</p> <p>(1) 行政職給料表が適用される職員</p> <table data-bbox="746 315 1187 548"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2級</td><td>5%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>3級</td><td>6% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>7% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>8% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6級</td><td>9% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>7級</td><td>10% 〃</td></tr> </table> <p>(2) 医療職給料表(二)、(三)</p> <table data-bbox="746 595 1187 748"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2, 3級</td><td>5%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>6% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>7% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6級</td><td>8% 〃</td></tr> </table> <p>(3) 技能職員等給料表</p> <table data-bbox="746 795 1187 907"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2, 3級</td><td>5%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>6% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>7% 〃</td></tr> </table>	職務の級	1, 2級	5%削減	〃	3級	6% 〃	〃	4級	7% 〃	〃	5級	8% 〃	〃	6級	9% 〃	〃	7級	10% 〃	職務の級	1, 2, 3級	5%削減	〃	4級	6% 〃	〃	5級	7% 〃	〃	6級	8% 〃	職務の級	1, 2, 3級	5%削減	〃	4級	6% 〃	〃	5級	7% 〃
職務の級	1, 2級	5%削減																																							
〃	3級	6% 〃																																							
〃	4級	7% 〃																																							
〃	5級	8% 〃																																							
〃	6級	9% 〃																																							
〃	7級	10% 〃																																							
職務の級	1, 2, 3級	5%削減																																							
〃	4級	6% 〃																																							
〃	5級	7% 〃																																							
〃	6級	8% 〃																																							
職務の級	1, 2, 3級	5%削減																																							
〃	4級	6% 〃																																							
〃	5級	7% 〃																																							
H24. 12. 1	給料の削減緩和	<p>1. 黒石病院に所属する医療職給料表(二)、(三)が適用される職員 給料月額3%削減</p> <p>2. その他の職員</p> <p>(1) 行政職給料表が適用される職員</p> <table data-bbox="746 1167 1187 1400"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2級</td><td>3%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>3級</td><td>4% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>5% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>6% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6級</td><td>7% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>7級</td><td>9% 〃</td></tr> </table> <p>(2) 医療職給料表(二)、(三)</p> <table data-bbox="746 1447 1187 1599"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2, 3級</td><td>3%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>4% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>5% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6級</td><td>6% 〃</td></tr> </table> <p>(3) 技能職員等給料表</p> <table data-bbox="746 1646 1187 1758"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2, 3級</td><td>3%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>4% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>5% 〃</td></tr> </table>	職務の級	1, 2級	3%削減	〃	3級	4% 〃	〃	4級	5% 〃	〃	5級	6% 〃	〃	6級	7% 〃	〃	7級	9% 〃	職務の級	1, 2, 3級	3%削減	〃	4級	4% 〃	〃	5級	5% 〃	〃	6級	6% 〃	職務の級	1, 2, 3級	3%削減	〃	4級	4% 〃	〃	5級	5% 〃
職務の級	1, 2級	3%削減																																							
〃	3級	4% 〃																																							
〃	4級	5% 〃																																							
〃	5級	6% 〃																																							
〃	6級	7% 〃																																							
〃	7級	9% 〃																																							
職務の級	1, 2, 3級	3%削減																																							
〃	4級	4% 〃																																							
〃	5級	5% 〃																																							
〃	6級	6% 〃																																							
職務の級	1, 2, 3級	3%削減																																							
〃	4級	4% 〃																																							
〃	5級	5% 〃																																							

H25. 4. 1	給料の削減緩和	<p>1. 黒石病院に所属する医療職給料表(二)、(三)が適用される職員 給料月額4%削減</p> <p>2. その他の職員</p> <p>(1) 行政職給料表が適用される職員</p> <table data-bbox="746 315 1187 551"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2級</td><td>4%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>3級</td><td>5% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>6% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>7% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6級</td><td>8% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>7級</td><td>9% 〃</td></tr> </table> <p>(2) 医療職給料表(二)、(三)</p> <table data-bbox="746 595 1187 752"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2, 3級</td><td>4%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>5% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>6% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6級</td><td>7% 〃</td></tr> </table> <p>(3) 技能職員等給料表</p> <table data-bbox="746 797 1187 909"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2, 3級</td><td>4%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>5% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>6% 〃</td></tr> </table>	職務の級	1, 2級	4%削減	〃	3級	5% 〃	〃	4級	6% 〃	〃	5級	7% 〃	〃	6級	8% 〃	〃	7級	9% 〃	職務の級	1, 2, 3級	4%削減	〃	4級	5% 〃	〃	5級	6% 〃	〃	6級	7% 〃	職務の級	1, 2, 3級	4%削減	〃	4級	5% 〃	〃	5級	6% 〃			
職務の級	1, 2級	4%削減																																										
〃	3級	5% 〃																																										
〃	4級	6% 〃																																										
〃	5級	7% 〃																																										
〃	6級	8% 〃																																										
〃	7級	9% 〃																																										
職務の級	1, 2, 3級	4%削減																																										
〃	4級	5% 〃																																										
〃	5級	6% 〃																																										
〃	6級	7% 〃																																										
職務の級	1, 2, 3級	4%削減																																										
〃	4級	5% 〃																																										
〃	5級	6% 〃																																										
H26. 4. 1	給料の削減緩和	<p>1. 黒石病院に所属する医療職給料表(二)、(三)が適用される職員 給料月額3%削減</p> <p>2. その他の職員</p> <p>(1) 行政職給料表が適用される職員</p> <table data-bbox="746 1111 1187 1379"> <tr><td>職務の級</td><td>1級</td><td>0%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>2級</td><td>2% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>3級</td><td>4% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>5% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>6% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6級</td><td>8% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>7級</td><td>9% 〃</td></tr> </table> <p>(2) 医療職給料表(二)、(三)</p> <table data-bbox="746 1424 1187 1581"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2, 3級</td><td>3%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>4% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>5% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6級</td><td>6% 〃</td></tr> </table> <p>(3) 技能職員等給料表</p> <table data-bbox="746 1626 1187 1738"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2, 3級</td><td>3%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>4% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>5% 〃</td></tr> </table>	職務の級	1級	0%削減	〃	2級	2% 〃	〃	3級	4% 〃	〃	4級	5% 〃	〃	5級	6% 〃	〃	6級	8% 〃	〃	7級	9% 〃	職務の級	1, 2, 3級	3%削減	〃	4級	4% 〃	〃	5級	5% 〃	〃	6級	6% 〃	職務の級	1, 2, 3級	3%削減	〃	4級	4% 〃	〃	5級	5% 〃
職務の級	1級	0%削減																																										
〃	2級	2% 〃																																										
〃	3級	4% 〃																																										
〃	4級	5% 〃																																										
〃	5級	6% 〃																																										
〃	6級	8% 〃																																										
〃	7級	9% 〃																																										
職務の級	1, 2, 3級	3%削減																																										
〃	4級	4% 〃																																										
〃	5級	5% 〃																																										
〃	6級	6% 〃																																										
職務の級	1, 2, 3級	3%削減																																										
〃	4級	4% 〃																																										
〃	5級	5% 〃																																										
H27. 4. 1	給料の削減継続	給料の削減水準を前年度と同様に継続																																										
H28. 4. 1	給料の削減継続	給料の削減水準を前々年度と同様に継続																																										

H29. 4. 1	給料の削減緩和	<p>1. 黒石病院に所属する医療職給料表(二)、(三)が適用される職員 給料月額2%削減</p> <p>2. その他の職員</p> <p>(1) 行政職給料表が適用される職員</p> <table data-bbox="746 315 1187 589"> <tr><td>職務の級</td><td>1級</td><td>0%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>2級</td><td>1% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>3級</td><td>3% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>4% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>5% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6級</td><td>7% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>7級</td><td>8% 〃</td></tr> </table> <p>(2) 医療職給料表(二)、(三)</p> <table data-bbox="746 636 1187 824"> <tr><td>職務の級</td><td>1級</td><td>0%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>2, 3級</td><td>1% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>3% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>4% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6級</td><td>5% 〃</td></tr> </table> <p>(3) 技能職員等給料表</p> <table data-bbox="746 875 1187 1025"> <tr><td>職務の級</td><td>1級</td><td>0%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>2, 3級</td><td>1% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>3% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>4% 〃</td></tr> </table>	職務の級	1級	0%削減	〃	2級	1% 〃	〃	3級	3% 〃	〃	4級	4% 〃	〃	5級	5% 〃	〃	6級	7% 〃	〃	7級	8% 〃	職務の級	1級	0%削減	〃	2, 3級	1% 〃	〃	4級	3% 〃	〃	5級	4% 〃	〃	6級	5% 〃	職務の級	1級	0%削減	〃	2, 3級	1% 〃	〃	4級	3% 〃	〃	5級	4% 〃
職務の級	1級	0%削減																																																
〃	2級	1% 〃																																																
〃	3級	3% 〃																																																
〃	4級	4% 〃																																																
〃	5級	5% 〃																																																
〃	6級	7% 〃																																																
〃	7級	8% 〃																																																
職務の級	1級	0%削減																																																
〃	2, 3級	1% 〃																																																
〃	4級	3% 〃																																																
〃	5級	4% 〃																																																
〃	6級	5% 〃																																																
職務の級	1級	0%削減																																																
〃	2, 3級	1% 〃																																																
〃	4級	3% 〃																																																
〃	5級	4% 〃																																																
H30. 4. 1	給料の削減緩和	<p>1. 黒石病院に所属する医療職給料表(二)、(三)が適用される職員 給料月額2%削減</p> <p>2. その他の職員</p> <p>(1) 行政職給料表が適用される職員</p> <table data-bbox="746 1211 1187 1442"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2級</td><td>0%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>3級</td><td>2% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>3% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>4% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6級</td><td>6% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>7級</td><td>7% 〃</td></tr> </table> <p>(2) 医療職給料表(二)、(三)</p> <table data-bbox="746 1494 1187 1644"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2, 3級</td><td>0%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>2% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>3% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6級</td><td>4% 〃</td></tr> </table> <p>(3) 技能職員等給料表</p> <table data-bbox="746 1695 1187 1800"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2, 3級</td><td>0%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>2% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>3% 〃</td></tr> </table>	職務の級	1, 2級	0%削減	〃	3級	2% 〃	〃	4級	3% 〃	〃	5級	4% 〃	〃	6級	6% 〃	〃	7級	7% 〃	職務の級	1, 2, 3級	0%削減	〃	4級	2% 〃	〃	5級	3% 〃	〃	6級	4% 〃	職務の級	1, 2, 3級	0%削減	〃	4級	2% 〃	〃	5級	3% 〃									
職務の級	1, 2級	0%削減																																																
〃	3級	2% 〃																																																
〃	4級	3% 〃																																																
〃	5級	4% 〃																																																
〃	6級	6% 〃																																																
〃	7級	7% 〃																																																
職務の級	1, 2, 3級	0%削減																																																
〃	4級	2% 〃																																																
〃	5級	3% 〃																																																
〃	6級	4% 〃																																																
職務の級	1, 2, 3級	0%削減																																																
〃	4級	2% 〃																																																
〃	5級	3% 〃																																																

H31. 4. 1	給料の削減緩和	<p>1. 黒石病院に所属する医療職給料表(二)、(三)が適用される職員 給料月額 1.5%削減</p> <p>2. その他の職員</p> <p>(1) 行政職給料表が適用される職員</p> <table data-bbox="746 315 1198 551"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2級</td><td>削減無し</td></tr> <tr><td>〃</td><td>3級</td><td>〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>2%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>3% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6級</td><td>5% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>7級</td><td>6% 〃</td></tr> </table> <p>(2) 医療職給料表(二)、(三)</p> <table data-bbox="746 595 1198 752"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2, 3級</td><td>削減無し</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>2%削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6級</td><td>3% 〃</td></tr> </table> <p>(3) 技能職員等給料表</p> <table data-bbox="746 797 1198 909"> <tr><td>職務の級</td><td>1, 2, 3級</td><td>削減無し</td></tr> <tr><td>〃</td><td>4級</td><td>〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>2% 〃</td></tr> </table>	職務の級	1, 2級	削減無し	〃	3級	〃	〃	4級	2%削減	〃	5級	3% 〃	〃	6級	5% 〃	〃	7級	6% 〃	職務の級	1, 2, 3級	削減無し	〃	4級	〃	〃	5級	2%削減	〃	6級	3% 〃	職務の級	1, 2, 3級	削減無し	〃	4級	〃	〃	5級	2% 〃
職務の級	1, 2級	削減無し																																							
〃	3級	〃																																							
〃	4級	2%削減																																							
〃	5級	3% 〃																																							
〃	6級	5% 〃																																							
〃	7級	6% 〃																																							
職務の級	1, 2, 3級	削減無し																																							
〃	4級	〃																																							
〃	5級	2%削減																																							
〃	6級	3% 〃																																							
職務の級	1, 2, 3級	削減無し																																							
〃	4級	〃																																							
〃	5級	2% 〃																																							
R2. 4. 1	給料の削減緩和	<p>1. 黒石病院に所属する医療職給料表(二)、(三)が適用される職員 給料月額 1.5%削減</p> <p>2. その他の職員</p> <p>(1) 行政職給料表が適用される職員</p> <table data-bbox="746 1077 1198 1234"> <tr><td>職務の級</td><td>1～4級</td><td>削減無し</td></tr> <tr><td>〃</td><td>5級</td><td>2% 削減</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6級</td><td>4% 〃</td></tr> <tr><td>〃</td><td>7級</td><td>5% 〃</td></tr> </table> <p>(2) 医療職給料表(二)、(三)</p> <table data-bbox="746 1279 1198 1357"> <tr><td>職務の級</td><td>1～5級</td><td>削減無し</td></tr> <tr><td>〃</td><td>6級</td><td>2% 削減</td></tr> </table> <p>(3) 技能職員等給料表</p> <table data-bbox="746 1402 1198 1435"> <tr><td>職務の級</td><td>1～5級</td><td>削減無し</td></tr> </table>	職務の級	1～4級	削減無し	〃	5級	2% 削減	〃	6級	4% 〃	〃	7級	5% 〃	職務の級	1～5級	削減無し	〃	6級	2% 削減	職務の級	1～5級	削減無し																		
職務の級	1～4級	削減無し																																							
〃	5級	2% 削減																																							
〃	6級	4% 〃																																							
〃	7級	5% 〃																																							
職務の級	1～5級	削減無し																																							
〃	6級	2% 削減																																							
職務の級	1～5級	削減無し																																							
R3. 4. 1	給料の削減無し																																								

(4) ラスパイレス指数の状況

(一般行政職、各年4月1日現在)

平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年
94.7	87.9	87.9	88.8	89.4	90.5	91.1	92.1	93.9
87.5	(参考値)							

(注) この指数は、国家公務員の給与水準を100とした場合の黒石市の一般行政職の職員の給与水準を示す指数です。

平成25年(参考値)は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

① 一般行政職

(令和4年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
黒 石 市	歳 40.3	円 287,700	円 329,861	円 308,539
国	42.7	323,711	—	405,049
青森県	42.6	310,000	386,343	338,694

② 技能労務職

(令和4年4月1日現在)

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
黒 石 市	歳 51.3	人 11	円 318,200	円 336,805	円 334,949
うち 用 務 員	54.9	4	344,300	361,350	363,063
うち自動車運転手	49.3	7	303,400	322,779	318,883
国	51.1	2,114	286,570	—	328,416
青森県	52.8	238	302,300	343,378	320,850

(注) 1 「平均給料月額」は令和4年4月1日現在の各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査で明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(6) 初任給の状況

(令和4年4月1日現在 給与改定後)

区 分		黒 石 市	国
一 般 行 政 職	大学卒	185,200 円	185,200 円
	高校卒	154,600	154,600
技 能 労 務 職	高校卒	151,900	151,900

(7) 経験年数別・学歴別平均給料月額

(令和4年4月1日現在)

区 分		経 験 年 数 10年以上 15年未満	経 験 年 数 15年以上 20年未満	経 験 年 数 20年以上 25年未満
一 般 行 政 職	大学卒	250,700 円	285,200 円	337,700 円
	高校卒	214,800	258,300	286,600
技 能 労 務 職	高校卒	268,400	-	264,600

(8) 一般行政職の級別職員数の状況

(令和4年4月1日現在 給与改定後)

区分	標準的職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
7級	部長、理事	9 人	3.4	362,900	444,900
6級	課長、参事	29	11.1	319,200	410,200
5級	課長補佐	31	11.8	290,700	393,000
4級	主 幹	26	9.9	266,000	384,200
3級	係 長 ・ 主 査	40	15.3	234,400	350,000
2級	主任主事、主任技師	67	25.6	198,500	304,200
1級	主事、技師、主事補、 技師補	60	22.9	150,100	247,600

- (注) 1 黒石市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(9) 職員の手当の状況

① 期末・勤勉手当

黒 石 市	国
1人当たり平均支給額 (3年度) 1,274千円	—
(3年度支給割合) 期末手当 2.4月分 勤勉手当 1.8月分	(3年度支給割合) 期末手当 2.4月分 勤勉手当 1.9月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、給料の級等による加算措置 ・役職加算(5~15%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、給料の級等による加算措置 ・役職加算(5~20%) ・管理職加算(10~25%)

② 退職手当

黒 石 市			国		
○支給率 (月分)			○支給率 (月分)		
	自己都合	応募認定・定年		自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695	24.586875	勤続20年	19.6695	24.586875
勤続25年	28.0395	33.27075	勤続25年	28.0395	33.27075
勤続35年	39.7575	47.709	勤続35年	39.7575	47.709
最高限度額	47.709	47.709	最高限度額	47.709	47.709
1人当たりの平均支給額	3,270千円	17,498千円			
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(3%~45%加算)		

(注) 1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 時間外勤務手当

支給実績	(2年度普通会計決算)	44,866千円
支給職員1人当たり平均支給年額	(2年度普通会計決算)	214千円
支給実績	(3年度普通会計決算)	57,524千円
支給職員1人当たり平均支給年額	(3年度普通会計決算)	261千円

④ その他の手当

(令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (3年度普通 会計決算) (千円)	支給職員 1人当たり 平均支給年 額 (円)		
扶養 手当	配偶者や子等を扶養している職員に支給		同	-	23,582	212,450	
	○配偶者	6,500 円					
	○子	10,000 円					
	○父母等	6,500 円					
	*子が満16歳～22歳の加算	5,000 円					
通勤 手当	通勤のため自動車やバス、電車などの交通機関を利用している職員に支給		同	-	8,800	72,727	
	交通機関利用の場合実費最高限度額						55,000 円
	自動車等 利用者	片道2km以上					2,000 円
		片道60km以上					31,600 円
住居 手当	自ら居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給		異	国限度額 28,000 円	12,716	270,553	
	借家(借間)の場合の支給限度額						27,000 円
管理職 手 当	部長の職員 40,000 円		-	-	12,420	365,294	
	理事の職員 30,000 円						
	課長の職員 25,000 円						
	参事の職員 15,000 円						

(10) 特別職の報酬等の状況

(令和4年4月1日現在)

区 分		給料月額等		
給 料	市 長	800,000 円		
	副市長	650,000 円		
議員報酬	議 長	414,000 円		
	副議長	382,000 円		
	議 員	345,000 円		
期末手当	市 長 副市長	(令和3年度支給割合) 3.15 月分		
	議 長 副議長 議 員	(令和3年度支給割合) 3.15 月分		
退職手当	市 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×45.5/100	(1期の手当額) 17,472,000 円	(支給時期) 任期毎
	副市長	給料月額×在職月数×26.5/100	8,268,000 円	任期毎

- (注) 1 給料の()内は、減額措置を行う前の金額です。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

3 職務の級の職制上の段階ごとの職員数の状況

(1) 給与条例適用職員の数

(令和4年4月1日現在)

①行政職給料表

※企業職員を除く

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	(職名)	(人)	(人)	(%)	(段階)
1級	主事、技師、社会福祉主事、社会教育主事、学芸員、主事補又は技師補の職務	56	22.5	主事	38	135	54.3	係員級
				技師	5			
				社会福祉主事	4			
				主事補	8			
				技師補	1			
2級	主任主事、主任技師、主任社会福祉主事、主任社会教育主事又は主任学芸員の職務	62	24.9	主任主事	55	20	8	係長級
				主任技師	2			
				主任社会福祉主事	4			
				主任学芸員	1			
3級	係長、査察指導員又は主査の職務	37	14.9	主査	17	20	8	係長級
4級	主幹の職務	26	10.4	係長	20			
5級	1 課長補佐、次長補佐、室長補佐、所長補佐、指導主事又は館長補佐の職務 2 議事事務局次長補佐、農業委員会事務局次長補佐、監査委員事務局次長補佐又は選挙管理委員会事務局次長補佐の職務	31	12.5	主幹	26	57	22.9	課長補佐級
				課長補佐	25			
				次長補佐	1			
				所長補佐	3			
				指導主事	1			
6級	1 会計管理者、課長、室長、所長、館長、主任指導主事又は参事の職務 2 議事事務局次長、農業委員会事務局次長、監査委員事務局次長又は選挙管理委員会事務局次長の職務	28	11.2	課長補佐	1	28	11.2	課長級
				次長補佐	21			
				所長補佐	2			
				指導主事	1			
				参事	0			
				議事事務局次長	1			
				監査委員事務局次長	1			
				選挙管理委員会事務局次長	1			
7級	部長、福祉事務所長、議事事務局次長、推進監又は理事の職務	9	3.6	課長	6	9	3.6	部長級
				福祉事務所長	1			
				議事事務局次長	1			
				理事	1			
合 計		249	100.0		249	249	100	

②医療職給料表(2)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	(職名)	(人)
1級	管理栄養士又は栄養士の職務	0	0.0		
2級	困難な業務を行う管理栄養士又は栄養士の職務	0	0.0		
3級	1 係長又は主査の職務 2 主任管理栄養士又は主任栄養士の職務	0	0.0		
4級	1 課長補佐又は主幹の職務 2 主幹管理栄養士又は主幹栄養士の職務	1	100.0	主幹管理栄養士	1
5級	1 課長の職務 2 困難な業務を行う主幹管理栄養士又は主幹栄養士の職務	0	0.0		
6級	部長の職務	0	0.0		
合 計		1	100.0		1

③医療職給料表(3)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	(職名)	(人)
1級	保健師又は助産師の職務	0	0.0		
2級	困難な業務を行う保健師又は助産師の職務	6	37.5	保健師 助産師	6
3級	1 係長又は主査の職務 2 主任保健師又は主任助産師の職務	7	43.8	主査 係長 主任保健師 主任助産師	2 2 2 1
4級	1 課長補佐、所長補佐又は主幹の職務 2 主幹保健師又は主幹助産師の職務	1	6.2	主幹保健師	1
5級	1 課長の職務 2 困難な業務を行う主幹保健師又は主幹助産師の職務	2	12.5	主幹保健師	2
6級	部長の職務	0	0.0		
合 計		16	100.0		16

(2) 技能労務職員の状況

(令和4年4月1日現在)

○技能職員等給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	(職名)	(人)
1級	技能技師、技能主事の職務	0	0.0		
2級	相当の技能又は経験を必要とする技能技師、技能主事の職務	0	0.0		
3級	副主任技能技師、副主任技能主事の職務	2	18.2	副主任技能技師	2
4級	主任技能技師、主任技能主事の職務	2	18.2	主任技能技師	2
5級	主幹技能技師、主幹技能主事の職務	7	63.6	主幹技能技師	3
				主幹技能主事	4
合 計		11	100.0		11

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間等

	勤務時間		休憩時間	勤務を要する日など
	始業時刻	終業時刻		
通常の場合	8 : 15	17 : 00	12 : 00 ~ 13 : 00	毎週 月曜日から金曜日 7時間45分/日 38時間45分/週
早出勤務	7 : 45	16 : 30		
遅出勤務	8 : 45	17 : 30		

(注) 本庁以外の勤務場所では、これらとは異なる勤務形態の場合があります。

(2) 職員の休暇制度

休暇の種類		休暇の内容、日数等
有給	年次有給休暇	1年につき、20日付与 その年に使用しなかった日数がある場合には、20日を超えない範囲内の残日数を限度として翌年に繰り越しが可能
	病 気 休 暇	公務によらない負傷又は疾病の療養をする場合 ① 結核性疾患で、長期の療養又は休養を認めたもの 連続する180日以内の期間において医師の必要と認めた期間 ② 高血圧症（脳卒中を含む。）、動脈硬化性心臓病、悪性新生物による疾病 連続する180日以内の期間において最小限度必要と認める期間 ③ 精神及び神経に係る疾病並びにその他の慢性疾患のうち、任命権者が特に必要と認めるもの 連続する180日以内の期間において最小限度必要と認める期間 ④ 生理日における腹痛、腰痛又は頭痛等で、勤務することが著しく困難であると女性職員が申し出たもの 原則として2日以内の期間 ⑤ ①、②、③、④以外の疾病（妊娠に起因する障害を含む。）又は負傷 連続する90日以内の期間において最小限度必要と認める期間
特別 休 暇	選挙等休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合 必要と認められる期間
	裁判員等休暇	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署等に出頭する場合 必要と認められる期間
	骨髄移植休暇	骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者として、その登録の申出又は提供に伴い、必要な検査、入院等をする場合 必要と認められる期間
	ボランティア 休 暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合 1の年において5日以内
	結 婚 休 暇	職員が結婚する場合 週休日、休日及び代休日を除いて5日の範囲内の期間
	出生サポ ー ト 休 暇	不妊治療に係る通院等のために勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日以内 当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあっては20日
	産 前 休 暇 産 後 休 暇	出産予定日までの8週間の範囲内で申し出た期間 出産日の翌日から8週間
	育 児 休 暇	生後1年6月に達しない子を育てるために申し出た場合 1日2回、30分以内の申し出た期間
	配偶者出産 休 暇	妻が出産する場合 3日以内（出産後2週間以内において）

休暇の種類		休暇の内容、日数等
有給	特別休暇	妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠は14週間）前から、子が1歳に達するまでの期間に、当該出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当である場合 当該期間内において5日以内
	育児参加休暇	小学校就学前の子の看護又は疾病予防を図るために必要な世話をする場合 1年において5日以内（2人以上の場合にあっては10日以内）
	子の看護休暇	親族が死亡した場合 続柄等により1～10日以内
	忌引休暇	親族が死亡した場合 続柄等により1～10日以内
	短期介護休暇	負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障のある配偶者、父母、子、配偶者の父母等の介護その他の世話をを行う場合 1年において5日以内（要介護者が2人以上の場合は10日以内）
	祭日休暇	父母又は配偶者及び子の追悼のための特別な行事を行い又はこれに参加する場合 1日（死亡後15年以内に行われるものに限る。）
	夏季休暇	6月から10月までの期間内で、原則として連続する4日以内
	現住居の滅失等の休暇	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合 7日を超えない範囲内で必要と認められる期間
	出勤困難休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合 必要と認められる期間
退勤途上の危険回避休暇	地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合 必要と認められる期間	
無給	介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等を介護する場合 連続する6月の期間内において必要と認められる期間
	組合休暇	職員団体の業務に従事する場合 1年に最大30日

(3) 育児休業の取得状況

(令和3年度)

育児休業承認期間							取得者数 (人)
3月以下 (人)	3月超 6月以下 (人)	6月超 9月以下 (人)	9月超 1年以下 (人)	1年超 2年以下 (人)	2年超 3年以下 (人)	部分休業 (人)	
2	0	0	18	6	0	0	26

5 職員の分限、懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

(令和3年度)

処分の種類 処分事由	降任 (人)	免職 (人)	休職 (人)	降給 (人)	合計 (人)
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	12	0	12
必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
定数の改廃、予算の減少により過員を生じた場合	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
計	0	0	12	0	12

(2) 懲戒処分の状況

(令和3年度)

処分の種類 処分事由	戒告 (人)	減給 (人)	停職 (人)	免職 (人)	合計 (人)
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

6 職員の研修及び勤務評定の状況

(1) 職員の研修に関する状況

(令和3年度)

研 修 名	開催地	日 数 (日)	参加人員 (人)
新採用者研修（前期）	青森市	4	21
新採用者研修（後期）	オンライン	3	19
主事・技師研修	青森市	3	15
主査研修	青森市	3	3
主査第2部研修	青森市	2	3
主幹研修	青森市	2	1
管理者入門研修	青森市	2	7
課長研修	青森市	2	2
(選択研修)法制執務研修	青森市	2	1
(選択研修)ワンペーパー資料作成術研修	オンライン	1	1
(選択研修)クレーム対応研修	青森市	1	2
(選択研修)女性職員のためのセルフマネジメント力向上研修	青森市	2	1
(選択研修)独創力の鍛え方・コンセプトの作り方研修	青森市	2	1
(選択研修)カウンセリングマインド研修	青森市	2	1
(選択研修)人と組織のマネジメント力向上研修	オンライン	1	1
市町村税務新任者研修	青森市	3	5
市町村緊急行政課題研修 ICTを活用した市町村業務改革研修	青森市	1	1
市町村緊急行政課題研修 人口減少下における自治体のあり方	青森市	1	2
圏域職員政策提言事業	弘前市	1	1
ワンペーパー資料作成術研修	弘前市	1	3
クレーム対応力向上研修	弘前市	1	1

(2) 人事評価に関する状況

(令和3年度)

種 類	種 類 評 定 の 内 容	実施人数
定 期 評 価	「黒石市職員の人事評価に関する実施規程」に基づき、全職員を対象に人事評価を実施しております。 ※育児休業等を取得中の職員は除く	257 人
特 別 評 価 (条件附採用 期間の評価)	条件附採用期間中の職員に対して採用から5箇月経過後に人事評価を実施しております。	17 人

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断等に関する状況

(令和3年度)

事 業 名	内 容 等	受診者数
40歳以上・35歳 の職員健診	理学的検査、身体計測	103 人
	貧血検査	103 人
	生科学的検査（肝機能、血中脂質、血糖）	101 人
	尿検査	103 人
	心電図検査	103 人
	胸部X線	103 人
	視力、聴力検査	103 人
39歳以下(35歳 を除く)の職員 健診	理学的検査、身体計測	114 人
	尿検査	114 人
	胸部X線	111 人
	視力、聴力検査	114 人
そ の 他 の 検 診	日帰りドック（30歳以上）	59 人
	脳検診（40歳以上）	14 人
	雇入時健診	20 人

(2) 厚生事業に関する状況

職 員 互 助 会 事 業 名	年 月 日	参加人数 (人)
部対抗スポーツ大会		—
黒石よされ・黒石ねふた祭り協賛金	新型コロナウイルス感染症の流行により実施しなかった	—
黒石よされ流し踊り		—

8 青森県人事委員会の業務の状況

項 目	状 況
給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況	令和3年度においては、新たな措置要求はなく、また、係属事案もありませんでした。
不利益処分に関する不服申立ての状況	令和3年度においては、新たな措置要求はなく、また、係属事案もありませんでした。